

ライチョウ保護増殖検討会設置要領（変更案）

1. 目的

平成24年8月に公表した環境省第4次レッドリストにおいて、ライチョウは絶滅危惧Ⅱ類から絶滅危惧ⅠB類にランクがあがったことを受け、環境省では同年10月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく「ライチョウ保護増殖事業計画」を策定し、平成26年4月に「第一期ライチョウ保護増殖事業実施計画」を策定したところであるが、具体的な保護対策及び保全対策を検討することが必要である。

このため、第二期ライチョウ保護増殖事業実施計画に基づき実施中の生息域内保全に関する事項、生息域外保全に関する事項、今後の取組の方向性に関する事項等について検討するためにライチョウ保護増殖検討会（以下「検討会」という。）を開催するものである。

2. 構成

検討会は、ライチョウの保護増殖に関する専門家等で環境省信越自然環境事務所長が依頼した検討委員をもって構成する。

また、生息域内保全及び生息域外保全に関わっている有識者、事業実施者及び関係行政機関の出席を求めることができる。

3. 検討事項

- (1) 生息域内保全に関する検討
- (2) 生息域外保全に関する検討
- (3) 今後の取組の方向性に関する検討
- (4) その他ライチョウ保護増殖事業に関連する事項

4. 座長

- (1) 検討会には座長を置く。
- (2) 座長は、検討会の互選によってこれを定める。
- (3) 座長は、検討会の議事運営に当たる。

5. 庶務

検討会の庶務は、環境省信越自然環境事務所野生生物課において行う。必要に応じ、庶務の一部を外部機関に請け負わせることが出来る。

附 則

この設置要領は、平成27年10月22日から施行する。
令和3年2月19日改正